

# スモンに関する調査研究費の管理・運営規程

令和3年2月1日  
健康福祉部健康推進課

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、スモンに関する調査研究費の不正使用を防止し、適切な運営・適正な管理に資するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 「スモンに関する調査研究費（以下「研究費」という。）」とは、スモンに関する調査研究班（以下「研究班」という。事務局は独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院。）より分配される研究資金をいう。
- 2 「研究班職員」とは、スモンに関する調査研究の研究分担者及び研究活動の経費の支出等を行う健康推進課職員をいう。

## 第2章 運営及び管理体制

### (組織の責任体制)

第3条 研究費の適切な運営・管理を行うため、次に掲げる責任者を置きその責任の範囲と権限を定め、これを公表する。

#### 2 最高管理責任者

研究費の運営・管理について統括し、最終責任を負う者として「最高管理責任者」を置き、研究分担者である健康福祉部次長をもって充てる。

#### 3 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理、不正使用の防止等について実質的な責任と権限を有する者とし、健康推進課長をもって充てる。

#### 4 コンプライアンス推進責任者

研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者とし、健康福祉部次長をもって充てる。

### (研究費の運営・管理)

第4条 研究費の運営・管理に係る事務処理手続きについては、研究班が定める諸規程、別に定める会計経理事務取扱要領及び石川県財務規則、石川県処務規程及び関連規程に基づき、適正に処理するものとする。

### 第3章 関係者の意識向上

(行動機関)

第5条 研究倫理の向上及び不正行為等の発生防止のため、行動規範を策定するものとする。

(教育等)

第6条 不正使用を防止するため、研究班職員に対し、コンプライアンス教育に係る教育を行うとともに、理解度について把握するものとする。

2 研究班職員は、誓約書(様式1)を最高管理責任者に提出しなければならない。

### 第4章 不正使用に係る調査、処分等

(通報窓口)

第7条 不正行為等(その疑いがあるものを含む。次条において同じ。)に関する相談及び告発を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を設置し、ホームページ等を通じて公表するものとする。

(調査等)

第8条 最高管理責任者は、通報があった場合には、別に定める要領に基づき必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正行為等があったと認められた者については、地方自治法及び地方公務員法ならびに石川県の条例、規則及び諸規定に則り懲戒処分等を行うものとする。

### 第6章 研究費の不正防止に関する体制

(不正防止計画推進責任者)

第9条 研究費を適正に管理し、不正の発生を防止するため、不正防止計画推進責任者を置くものとし、統括管理責任者が兼務する。

(不正防止計画)

第10条 不正防止計画推進責任者は、研究費を適正に運営・管理するため、別に策定した「不正防止計画」を推進する。

### 第7章 研究費の適正な運営及び管理

(取引業者との癒着防止)

第11条 最高管理責任者は、物品の購入、役務の提供等、一定の取引実績のある業者等に対して、誓約書(様式2)の提出を求め、不正防止に努めるものとする。

(検収業務等)

第 12 条 物品の購入に伴う検収業務については、会計規定等の定めにより行うものとし、発注者とは別の者による納品事実の確認を受けるものとする。

(出張旅費の積算)

第 13 条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ旅行命令権者の承認を得るものとし、旅行後は復命書及び旅行の事実を証明するものを提出するものとする。

2 旅費の積算については、石川県の規程によるものとする。

## 第 8 章 内部監査

(内部監査)

第 14 条 最高管理責任者は、研究費の運営及び管理について、内部監査員による内部監査を年 1 回実施するものとする。

2 内部監査員として、健康推進課総括を充てる。その他必要に応じて、最高管理責任者が指名することもできる。

3 最高管理責任者は、臨時に内部監査の実施が必要であると認めた場合には、第 1 項の規定にかかわらず、内部監査を実施するものとする。

4 内部監査は、別に定めるマニュアルに基づき、体制の不備の検証の他、不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

(内部監査の実施報告等)

第 15 条 内部監査員は、内部監査が終了したときは、速やかに内部監査実施報告書(様式 3)を作成し、統括管理責任者を經由し、最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、内部監査の結果、改善を必要とする事項があると認めるときは、速やかに改善措置を行わなければならない。また、内部監査の結果について検証を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うとともに、研究班職員に教育・周知を行う。

## 第 9 章 その他

(規程の実施)

第 16 条 この規程に定めるものの他、研究費の取扱い等に関して必要な事項は別に定める。